

「スマイル！ひろしま 食べ残しゼロ推進協力店」 実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会（以下「実行委員会という。」）が、飲食店や宿泊施設等（以下「飲食店等」という。）に対し、食べ残しゼロに向けた取組を呼びかけるとともに、取組を実践する飲食店等を「スマイル！ひろしま 食べ残しゼロ推進協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、市民及び事業者に広く紹介することにより、飲食店等から排出される食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ残しや手つかず食品など）の削減を図ることを目的とする。

（対象事業者）

第2条 広島市内の飲食店等で、広島市暴力団排除条例（平成24年3月27日広島市条例第14号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないものとする。

（登録要件）

第3条 次の各号に掲げる取組項目を、3項目以上実践する飲食店等を協力店として登録する。

- (1) 大・中・小又は重量単位など、希望する量が選べるメニューの導入
- (2) 宴会等における食べ残し削減の呼びかけ
- (3) ポスターの掲示等による食べ残し削減に向けた啓発の実施
- (4) 食べ残しの持ち帰りの対応
- (5) 食材を使い切る工夫、食材を余らせない仕入れの工夫等の実施
- (6) 使い捨て商品の使用を抑える工夫等の実施
- (7) ごみ排出時の水切り等の工夫等の実施
- (8) 食べ切った利用者への割引等特典の付与
- (9) 上記以外の独自の取組

（取組内容）

第4条 協力店は、次の各号に掲げる項目に取り組むこととする。

- (1) 前条で選択した項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 実行委員会から交付されたステッカー等を掲示し、利用者へこの取組について積極的にPRし、周知に努める。
- (3) 実行委員会が実施するこの取組に関する調査へ協力する。

（申込等）

第5条 協力店として登録を希望する飲食店等の代表者（以下「希望者」という。）は、申込書（様式第1号）を実行委員会へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。

2 実行委員会は、希望者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店一覧へ掲載するとともに、希望者に対してステッカー等を交付する。

（協力店の紹介）

第6条 実行委員会は、登録した協力店の取組内容等を、広島市のホームページ等で紹介する。

2 希望者は、応募した時点で店舗情報の掲載に同意したものとする。

(登録内容の変更)

第7条 協力店は、申込書(様式第1号)に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、内容変更届(様式第2号)を実行委員会へ提出するものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、取組内容が第3条に示す取組項目に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、登録中止届(様式第3号)を実行委員会へ提出するとともに、ステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

(登録の取消し)

第9条 実行委員会は、協力店が要件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

(持ち帰りへの対応)

第10条 第3条第4号の食べ残しの持ち帰りの対応(以下「持ち帰りの対応」という。)に当たっては、協力店は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するものとする。また、加熱等調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、それ以外の食品は、提供しないものとする。

2 持ち帰りの対応は、持ち帰り希望者(以下「希望者」という。)からの申し出があった場合で、かつ協力店が希望者に衛生上の注意事項の説明(以下「説明」という。)を行い、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、希望者による自己責任となる旨を、協力店と希望者との合意(以下「合意」という。)の上に行うものとする。

3 説明は、「飲食店等で食べ残した食品の持ち帰りに関する注意事項」(様式第4号)を例に行うものとする。

4 合意は、「飲食店等で食べ残した食品の持ち帰りに関する同意書」(様式第5号)に希望者が署名することにより行うものとする。

5 協力店が自らの責任において行う説明又は合意の方法は、前2項の規定の限りではない。

6 実行委員会は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒、体調不良、その他の異変への責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。